



山形県立新庄病院

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）設置要綱

（目的）

第1条 感染症治療の早期モニタリングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に係る評価、抗菌薬適正使用の教育・啓発等を行うことによる抗菌薬の適正な使用の推進を図る。

（配置）

第2条 山形県立新庄病院抗菌薬適正使用支援チーム（以下 AST）は医療安全部に所属し、院内感染予防対策委員会（以下委員会）の承認を得て発足する。

（構成）

第3条 AST の構成員は、（1）～（4）の要件を満たす医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成する。

- （1） 感染症の診療について3年以上の経験を有する専任の常勤医師
 - （2） 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師
 - （3） 3年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
 - （4） 3年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師
- （1）に定める医師、（2）に定める看護師、（3）に定める薬剤師又は（4）に定める臨床検査技師のうち1名は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。

（所轄事項）

第4条 AST の業務は、院内感染予防対策指針（以下「指針」という）に基づいて次の事項を実施する。

- （1） 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。
- （2） 感染症治療の早期モニタリングにおいて、（1）で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行う。
- （3） 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。
- （4） 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
- （5） 外来における過去1年間の急性上気道炎及び急性下痢症の患者数並びに、当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。
- （6） 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。



- (7) 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。
- (8) 抗菌薬適正使用支援チームが、抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から、必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける。1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行なうとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行なう。巡回、院内感染に関する情報は記録に残す。

(事務局)

第5条 ASTの事務局は医療安全部に置く。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年3月1日 一部改正